

公募公告

歯科健診等勸奨・啓発業務に係る企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年10月9日

福井県知事 杉本達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
歯科健診等勸奨・啓発業務
- (2) 公告業務の内容
歯科健診等勸奨・啓発業務委託仕様書のとおり
なお、詳細については「歯科健診等勸奨・啓発業務に係る企画提案書の募集要領」（以下「募集要領」という。）を参照すること
- (3) 委託契約金額の上限
2,563,000円（消費税および地方消費税を含む。）
- (4) 履行期限
契約締結日から令和8年3月31日まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む）であること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- ③ 応募資格審査の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- ⑤ 福井県税の滞納がないこと
- ⑥ 消費税および地方消費税の滞納がないこと
- ⑦ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- ⑧ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑨ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- ⑩ 企画提案審査会前3年間に於ける法人の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- ⑪ 福井県から訴えを提起されていないこと
- ⑫ その他、福井県との協議に柔軟、真摯に対応できること

（２）参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和7年10月21日（火） 17時（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日・祝休日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループ
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	募集要領を参照すること。

（３）応募資格審査の結果通知

上記（２）により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和7年10月23日（木）までに通知する。

３ 公告業務に関する応募資料の交付

① 交付期間	令和7年10月9日（木）から令和7年10月21日（火）17時まで 手交付の場合は、上記期間の平日9時から17時まで
② 交付場所	福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループ
③ 交付資料	ア 歯科健診等勧奨・啓発業務に係る企画提案書の募集要領 イ 歯科健診等勧奨・啓発業務委託仕様書 ウ 委託契約書（案）
④ 交付方法	上記場所での手交付または福井県健康福祉部健康医療局健康政策課のホームページに記載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（募集要領様式4）により、令和7年10月20日（月）12時まで
に福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループあて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和7年10月20日（月）までに、福井県健康福祉部健康医療局健康政策
課のホームページにて公表する。

ただし、軽微な質問については、質問者のみに口頭で回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期限	令和7年10月27日（月） 17時（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日・祝休日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループ
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	7部（紙資料で提出すること。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で委託先候補者を選定する。

（1）プレゼンテーションの実施

企画提案者は、福井県が開催する企画提案審査会において、企画提案内容についてプレゼンテ
ーションを行うこと。なお、企画提案審査会の実施日時および場所については、企画提案者に別
途通知する。

（2）審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらずプレゼンテーションを実施した日から1週間以内に企画
提案書を提出した者に書面にて通知する。

なお、審査結果の異議申立ては受け付けない。

（3）選定されなかった企画提案者に対する理由の説明

①選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。こ
の場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、企画提案
書提出場所に提出しなければならない。

②福井県は、説明を求めた企画提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面によ
り回答する。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行
う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、

随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、福井県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 前記2(1)に掲げる企画提案書を提出する者に必要な資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じない場合
- (6) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがある場合
- (7) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

8 再委託

本委託業務については原則として再委託することはできない。ただし、福井県に協議の上、あらかじめ承諾を得た場合、業務の一部を再委託することができる。

9 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

10 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局健康政策課健康長寿グループ

電話：0776-20-0352

FAX：0776-20-0726

電子メール：kenko-seisaku@pref.fukui.lg.jp

(土・日・祝休日を除く、9時から17時まで)